

佐賀県消費生活審議会委員を公募します！

あなたの声を、佐賀県の消費者行政推進に活かしてみませんか？

■募集期間 平成30年11月20日(火)～12月4日(火)

■募集人数 2名

■応募資格 次のすべての要件を満たす方

- (1) 県内に居住又は通勤、通学する満20歳以上の者であること。
- (2) 国又は地方公共団体の議員及び常勤の公務員でないこと。
- (3) 県の審議会等の委員を3つ以上兼任していないこと。
- (4) 年に数回開催される審議会に出席できること。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- イ 自己又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

■応募方法

- ・ 応募用紙
- ・ 応募レポート 「消費者行政について普段感じていること、これからの消費者行政に期待すること（400字から800字程度）」
- ・ 誓約書

上記書類を佐賀県くらしの安全安心課あてに郵送、メール又は持参により提出してください。

佐賀県くらしの安全安心課

〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-11（アバンセ3階）TEL 0952-25-7059

E-mail kurashianzen@pref.saga.lg.jp

■選考方法 佐賀県県民環境部内に設置する選考委員会で、別に定める佐賀県消費生活審議会公募委員選考審査会選考要領により選考します。

■任期 平成31年2月1日～平成33年1月31日（2年間）

■主な業務 消費生活の安定及び向上に関する重要な事項についての調査審議

■結果通知 決定後、速やかに応募者に通知します。